

議案番号	第 2 号
議案名	接道許可に係る包括同意基準の改正
主旨	<p>建築基準法第43条第2項第二号による許可（接道許可）に際し、建築審査会の手続きの簡素化、迅速化を目的に、形式的審査のみによって交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合に、包括的に建築審査会の同意があったものと扱う対象を定める基準（包括同意基準）の一部改正を行う。</p>
概要	<p>全庁的な規制・行政手続きの見直しの中で、市街化調整区域における土地利用に関連し、接道許可についても見直しの提案があったことを踏まえ、次の事項について、包括同意基準を改正する。</p> <p>市街化調整区域に限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年5月1日以降に圃場整備事業等で整備された細い道も対象とする。 ・行き止まりの細い通路に接する敷地で、直接一時避難が可能な空地が確保されている場合、「道路から敷地までの長さ」の規定を適用しない。 ・公的主体が管理する道については、承諾書の添付を不要とする。 ・細い通路に接する敷地で、避難上支障がないものに限り、都市計画法の許可を受けた店舗併用住宅を対象を追加する。
内容	別紙のとおり
施行予定日	令和 年 月 日